の一部を改正する規則.....

同

三

人事委員会規則二(三一 (人事委員会事務専決代決規則)

部を改正する規則......

目

次

人事委員会

を改正する規則...

人事委員会規則二 ○ (人事委員会事務局の組織) の一部

人事委員会規則二 二八

(人事委員会事務局処務規則)

の

同

<u>∵</u>

管

理

課) :

人事委員会規則七

五一 (へき地手当等)

の一部を改正す

同

:

同

:

人事委員会規則七

六七

(管理職手当)

の一部を改正する

同

:

の一部を改正する規則

人事委員会規則七

三九

(初任給、

昇格、

昇給等の基準)

同

· ::

同

_ :

Ŧ

同

Ħ.

部を改正する規則.....

人事委員会規則七

二 七

(警察職員の特殊勤務手当) の

の一部を改正する規則.....

人事委員会規則七

○ (給料等の支給) 等の一部を改正す

人事委員会規則六 一八 (公益的法人等への職員の派遣等)

部を改正する規則

人事委員会規則六 一五

(職員の任用に関する規則)の

(職

員

課

:

껃

号外第十九号

平成二十四年(金曜日)

公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長

佐 Þ

木

忠

人事委員会規則二

○ (人事委員会事務局の組織) の一部を改正する規則

第二条中「次の課」 人事委員会規則二 ○ (人事委員会事務局の組織) の一部を次のように改正する。 を「職員課」に改め、 「管理課」及び「職員課」を削り、同条

に次の一項を加える。

職員課に次のグループを置く。 総務・任用グループ

給与・審査グループ

第三条の見出しを「所掌事務」に改め、同条中「課の分掌事務」

を「職員課の所掌

に改め、同条に次の各号を加える。

人事委員会の会議に関すること。

事務局職員の人事、給与、服務、 研修及び厚生福利に関すること。

人事委員会の公印に関すること。

兀 事務局の文書に関すること。

五 事務局の予算、決算及び経理に関すること。

六 事務局の物品の管理に関すること。

七 人事委員会の広報に関すること。

人事記録に関すること。

研修及び勤務成績の評定に関すること。

+ 競争試験及び選考その他任用に関すること。

+ 職階制に関すること。

士 定年制に関すること。 服務に関すること。

委

人事委員会規則二(〇 (人事委員会事務局の組織) の一部を改正する規則をここに

任期付職員の採用等に関すること。 任期付研究員の採用等に関すること。

公益的法人等への職員の派遣に関すること。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関すること。

事務局の事務の総合調整に関すること。

給与に関すること。

勤務時間その他の勤務条件に関すること。

_ + -給与支払の監理に関すること。

_ + _ 勤務条件に関する措置の要求に関すること。

_ + = 不利益処分に関する審査の請求に関すること。

十四四 職員の苦情処理の総括に関すること。

十五 分限 (定年制を除く。) 及び懲戒に関すること。

求に関すること。 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請

一十七 退職手当の支給制限等の処分についての意見、口頭による意見陳述の機会 提出、意見の開陳その他必要な協力の要求に関すること。 の付与、書面又は資料の提出、陳述又は鑑定の要求その他必要な調査及び資料の

県

一十八 厚生福利制度に関すること。

二十九 職員団体等の登録及び認証に関すること

青

森

三十 労働基準監督機関の職権に関すること。

第三条中管理課の項及び職員課の項を削り、同条に次の一項を加える

グループの分掌事務は、 次のとおりとする。

2

総務・任用グループ 前項第一号から第十八号に掲げる事務及び事務局の所掌

事務で給与・審査グループの所掌に属さない事務

給与・審査グループ 前項第十九号から第三十号に掲げる事務

を「、課長及びグループマネージャー」に改め、 第四条の見出しを「 (事務局の職及び職務) 」に改め、 同条第二項を次のように改める。 同条第一項中 「のほか課長」

2 を指揮監督する。 事務局長は、 人事委員会の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理し、所属の職員

第四条に次の二項を加える。

3 課長は、上司の命を受け、 課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

4

グループマネージャーは、

上司の命を受け、グループの事務を掌理する。

第五条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。 事務局に必要に応じ次の職を置く。

副参事

総括主幹

サブマネー ジャー

兀 主幹

六 五 主查 主事

七 専門員

|項とし、同条第四項中「課の分掌事務に係る」を削り、同項を同条第三項とし、同 第五条第二項を削り、同条第三項中「課の分掌事務に係る」を削り、 同項を同条第

4 事し、グループの事務を整理する。 サブマネージャーは、上司の命を受け、グループマネージャーの補助的事務に従

項の次に次の一項を加える。

第五条第五項中「課の分掌事務に係る」を削る。

附

この規則は、 平成二十四年四月一日から施行する。

こに公布する。 人事委員会規則二 二八 (人事委員会事務局処務規則) の一部を改正する規則をこ

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐 Þ 木 忠

人事委員会規則二 二八 (人事委員会事務局処務規則) の一部を改正する規則

人事委員会規則二(二八 (人事委員会事務局処務規則) の一部を次のように改正す

第二条第一項第五号中「課長印」を「職員課長印」に改め、 を 「職員課長」に改める。 同条第四項中「管理課

グループマネージャー」に、「主務課に」を「主務グループに」に改め、 「手続」に改め、同条第一号中「主務課別に」を削り、 第五条各号列記以外の部分中「管理課において収受し、」を削り、 「管理課長」を「総務・任用 「手続き」を 同条第二号

め 長 中「親展文書件名簿 (第三号様式準用」を「文書件名簿 (第三号様式」に、「管理課 に改める。 を「主務グループ」に改め、同条第四号中「主務課長」を「主務グループマネージャー」 同条第三号中「管理課長」を「総務・任用グループマネージャー」に、 を「総務・任用グループマネージャー」に、 「主務課」を「主務グループ」に改 「主務課」

を

同条を第六章第十三条とする。 的任用職員管理規程」を「青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程」に改め、 理) 」に改め、同条中「臨時的に」を「非常勤職員及び臨時的に」に、「青森県臨時 員及び臨時職員」に改め、同章第十四条の見出しを「 (非常勤職員及び臨時職員の管 条を第十一条とし、第五章中第十三条を第十二条とし、第六章の見出しを「非常勤職 第八条とし、第三章中第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第四章中第十二 ては親展文書件名簿に」を削り、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を 第六条を削り、第七条第三項中「、普通文書については」及び「、親展文書につい

別表第一第一号中

端加田」に改める。 委員会 青森県人事 세 田 を 委員会職員 青森県人事 ₩ 加 \succ 田 啷 (年次) に改め、 同表第二号の表中「淵本呂」 を「羆皿

別表第三中 管理課 Ā 青人管親 (年次) を削る。

第三号様式中

件名簿 を「文書件名簿」に、

親展文書

		,
無品	収発	
	月日	
又は発信月日	来書番号月日	
	牟	
	加	
쐔	₩ ₩	
EE	あて名又は	
\succ	\ \ \ \ \ \	
	種	
	湽	
四四四四	州	
*	Ē	

ī 普通文書

-	四四四			\succ	EE	쐔			又は発信月日		細品
ΙĆ	迎給	湽	種	Z I I	あて名又は	⊗†	クۡエ	弁	来書番号月日	月日	収発
) 	

	 				 _	
	器品	収発	二 親	}		}
		月日	親展文書	}		}
	又は発信月日	来書番号月日			_	
		件:		}		
		′′		}		}
	差出人	あて名又は				
		種		}		}
		潾		}		}
	者印	受領		}		}
		Ж		{] [<u></u>

に改める。

付割	第五号様式及び第六号様式中		
	六号樣式中		経
	主務課		
	を「主務グループ		尚
	世務グ に改める。		

3

この規則は、 平成二十四年四月一日から施行する。

ここに公布する。 人事委員会規則二(三一 (人事委員会事務専決代決規則) の一部を改正する規則を

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠

則 人事委員会規則二 三一 (人事委員会事務専決代決規則) の一部を改正する規

する。 人事委員会規則二 三一 (人事委員会事務専決代決規則) の一部を次のように改正

第八条中「当該事務を主管する」を削る。第七条第一項中「当該事務を主管する」を削り、同条第二項を削る。

別表第一第九号中「事務局の」の下に「非常勤職員及び」を加える

別表第二を次のように改める。

別表第二 (第三条関係)

課

툱

専 決 事

項

所属職員の事務分担に関すること。

所属職員の時間外勤務命令に関すること。

三 所属職員の休暇の承認等に関すること。

四 所属職員の旅行命令及び旅行復命の受理に関すること。

五 職員の証及び職員き章の交付に関すること。

六 会議等の傍聴券の発行に関すること。

七 県報登載に関すること。

八青森県人事関係法令集の編集に関すること。

九 定例又は軽易な照会、回答及び調査等に関すること。

に関すること。(事務局長の専決に係るものを除く。) 十 保存文書その他の資料の閲覧及び借覧の申請並びに当該申請に対する許可

場合に限る。) に関すること。十一 事務局の臨時職員の任用 (一月のうちその任用予定期間が十五日未満の

十三 青森県個人情報保護条例の施行に関する次のこと。

定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定に関すること。の決定(第二十二条の規定に係るものを除く。)及び第十六条第三項の規イ(第十六条第一項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨

」。 同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定に関するこ 日 第二十九条第一項の規定による保有個人情報の訂正をする旨の決定及び

関すること。

及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に八 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則六(一五 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則をここ

に公布する。

平成二十四年三月三十日

青林県人事委員会委員長

佐々木

忠

人事委員会規則六

人事委員会規則六 一五 (職員の任用に関する規則) の一部を次のように改正する。

一五 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則

第四十三条第一項を次のように改める。

の下位の職のうち次に掲げる職行政職給料表五級に格付けされる職若しくはこれに相当する職又はこれらの職

ア 第四号及び第五号の職

別表第二第一号及び第二号に掲げる職

, 第七号に掲げる職のうち人事委員会が認めるもの

| 単純な労務に従事する職及び非常勤の職

第四十三条第四項第一号を次のように改める。

第四十三条第四項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 警察官採用試験の実施計画の決定、実施並びに合格者の決定及び名簿の確定

三条第一項第四号及び第五号の職への採用についての選考の実施二 警察官の階級警視 (管理職手当の支給対象職を除く。) 以下の職のうち第三十

第四十四条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項を次のよう

に改める。

2 る場合は、 定基準についてあらかじめ人事委員会に協議しなければならない より委任された事項を処理しようとする場合は、 警察本部長は、 試験の実施計画、 前条第四項第一号の規定により委任された事項を処理しようとす 判定基準及び評定基準について、 選考の実施要領、 同項第三号の規定に 判定基準及び評

2 第四十四条第二項を同条第三項とし、 同条第一項の次に次の一項を加える。

考を実施する場合は、 人事委員会に協議しなければならない。 任命権者は、 前条第一項第一号イの規定により委任された職への採用について選 選考の実施要領、 判定基準及び評定基準についてあらかじめ

生検査技師」及び「、あん摩マツサージ師、はり師、きゆう師、柔道整復師」を削る。 別表第二第二号中「、保健師」、「、准看護師」、「、診療エツクス線技師」 -、 マ 衛

則

(施行期日)

この規則は、 平成二十四年四月一日から施行する

をここに公布する 人事委員会規則六 一八 (公益的法人等への職員の派遣等) の一部を改正する規則

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐 々 木 忠

人事委員会規則六 一八 (公益的法人等への職員の派遣等) の一部を改正する

人事委員会規則六(一八 (公益的法人等への職員の派遣等) の一部を次のように改

法人青森県観光連盟」に、「財団法人青森県体育協会」を「公益財団法人青森県体育 十一あおもり産業総合支援センター」に、「社団法人青森県観光連盟」を「公益社団 別表第一中「財団法人二十一あおもり産業総合支援センター」 を「公益財団法人二 「一般社団法人青森県工業会

協会」 ľ 「一般社団法人青森県工業会」 を

公益社団法人あおもり農林業支援セン

ター」 に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 ○ (給料等の支給) 等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青絑県人事委員会委員長 佐 Þ 木 忠

人事委員会規則七 0 (給料等の支給) 等の一部を改正する規則

人事委員会規則七 0 (給料等の支給)等の一部を次のように改正する。

(人事委員会規則七 〇 (給料等の支給) の一部改正)

第一条 人事委員会規則七 ○(給料等の支給)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二条」を「第二十六条」に改める。

(人事委員会規則七 四四 (通勤手当) の一部改正)

第二条 人事委員会規則七 四四 (通勤手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二条」を「第二十六条」に改める。

(人事委員会規則七)四七 (産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲) の 部

第三条 一部を次のように改正する。 人事委員会規則七 四七 (産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲) の

第一条中「第二十二条」を「第二十六条」に改める。

(人事委員会規則七 五五 (復職時等における号給の調整) の 一部改正

第四条 人事委員会規則七 五五 (復職時等における号給の調整) の一部を次のよう

に改正する。

第 一条中「第二十一条の三」を「第二十三条」に改める。

第 |条第一項中「第二十一条の三」を「第二十三条」に改める。

人事委員会規則七 六二 (初任給調整手当)の一部改正)

第五条 人事委員会規則七 六二 (初任給調整手当) の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二条」を「第二十六条」に改める。

(人事委員会規則七 六五 (宿日直手当) の一部改正)

(6) 第六条 する。 (人事委員会規則七 第一条中「第二十二条」 人事委員会規則七 人事委員会規則七 八 八 を「第二十六条」に改める。 六五 (宿日直手当) の一部を次のように改正する。 (期末手当及び勤勉手当) の一部改正 (期末手当及び勤勉手当) の一部を次のように改正

第一条中「第二十二条」 を「第二十六条」 に改める。

人事委員会規則七 八 (災害派遣手当)の一部改正

人事委員会規則七 八一(災害派遣手当)の一部を次のように改正する。

(人事委員会規則七 第一条中「第二十二条」を「第二十六条」に改める。 八 五 (寒冷地手当)の一部改正)

第一条中「第二十二条」を「第二十六条」に改める。 人事委員会規則七 八五(寒冷地手当)の一部を次のように改正する。

第十条 (人事委員会規則七 八六 (農林漁業普及指導手当) の一部改正 人事委員会規則七 八六 (農林漁業普及指導手当) の一部を次のように改正

(人事委員会規則七 九五 (地域手当) の一部改正) 第一条中「第二十二条」を「第二十六条」に改める。

県

報

第十一条 人事委員会規則七 九五 (地域手当) の一部を次のように改正する。

(人事委員会規則七 一 九 (住居手当) の一部改正) 第一条中「第二十二条」を「第二十六条」に改める。

青

森

第十二条 人事委員会規則七 一 九 (住居手当) の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二条」を「第二十六条」に改める。

(人事委員会規則七 一三三 (義務教育等教員特別手当) の一部改正)

第十三条 に改正する。 人事委員会規則七 | 三三 (義務教育等教員特別手当) の|部を次のよう

第一条中「第二十二条」を「第二十六条」に改める。

(人事委員会規則七) 一五九 (単身赴任手当) の一部改正

第十四条 人事委員会規則七 一五九(単身赴任手当)の一部を次のように改正する。

「第二十二条」を 「第二十六条」に改める。

人事委員会規則七 一六二 (管理職員特別勤務手当) の一部改正)

第十五条 人事委員会規則七 一六二 (管理職員特別勤務手当) の一部を次のように

改正する。

(人事委員会規則七 一六六 (扶養手当) の一部改正) 第一条中「第二十二条」を 「第二十六条」に改める。

第十六条 人事委員会規則七 第一条中「第二十二条」を 人事委員会規則七 一九一 (平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの 一六六(扶養手当)の一部を次のように改正する。 「第二十六条」に改める。

規定による給料)の一部改正

第十七条 までの規定による給料)の一部を次のように改正する。 第二条第八号中「第二十一条の三第一項」を「第二十三条第一 人事委員会規則七 九一 (平成十八年改正条例附則第九項から第十一項 項 に改める。

第四条第一項第三号中「第二十一条の三第一項」を「第二十三条第一項」 に改め

ಶ್ಶ

附

則

この規則は、 平成二十四年七月一日から施行する。

に公布する。 人事委員会規則七 二七 (警察職員の特殊勤務手当) の一部を改正する規則をここ

平成二十四年三月三十日

青絲県人事委員会委員長 佐 Þ 木 忠

人事委員会規則七 二七 (警察職員の特殊勤務手当) の一部を改正する規則

人事委員会規則七(二七 (警察職員の特殊勤務手当) の一部を次のように改正する。

第二条第十三項第五号の次に次の一号を加える。

六 暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策

六 第二条第十三項第六号に掲げる業務 八百二十円

第五条第十七項第五号の次に次の一号を加える。

この規則は、 平成 一十四年四月一日から施行する。

ここに公布する。 人事委員会規則七 三九 (初任給、 昇格、 昇給等の基準)の一部を改正する規則を

則

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐 Þ 木 忠

則 人事委員会規則七(三九 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する規

薬

剤

師

大学卒

0

五

八

五

Ξ

め別 るに 定

卒大 学 六

0

五

Ξ

め別 るに 定

め別 るに 定

人事委員会規則七 三九 (初任給、昇格、 昇給等の基準)の一部を次のように改正

第一条中「第二十二条」を「第二十六条」に改める。

に「及び「警察官B」」を加える。 第十四条第二項中「「上級」」の下に「及び「警察官A」」を、 「「初級」」の下

別表第二の警察職給料表級別資格基準表の表中

の下に「及び「警察官B」」を加える。

第十五条第一項第一号中「「上級」」の下に「及び「警察官A」」を、

「「初級」」

中級 上級 短大卒 大学卒 0 <u>∹</u> ≠. 0 <u>-</u>-≠i. \equiv 八 五 五 五 五 四四 六 六 六 云 三 八 五.

を

県

森

報

青

初級

高校卒

0

=

五

云

八

1	
1,7	_
7.1	六
10	五
五	Ξ

警警 察察官 B A

高校卒

0

別表第二の医療職給料表□級別資格基準表の表中

(

	獣	薬	
	医	剤	
	師	師	
矢 フェ	豆 大 泽	7	て 学 本
0			
<u>-</u> - ≠.	- 五	0	
八	五	五	五
=	Ξ	八	≡
める	別に定	める	別に定

め別 るに 定

を

		Ë	狀
		2	토
<u>:</u>)		É	帀
	7	大 学 子	
) I			
	0		
	五	五	
	八	Ξ	
	める	別に定	
	める	別に定	
	-		

卒大 学 六

0

五

め別 るに 定

め別 るに 定

短大卒

0

<u>-</u>-≠.

八

五

Ξ

め別 るに 定

に改める。

別表第六の警察職給料表初任給基準表の表を次のように改める。 別表第三大学卒の項第四号(1)中「獣医学」を「薬学若しくは獣医学」に改める。

正規0	D試験	試	
警察官B	警察官A	験	
		学	
		歴	
		免	
		許	
		等	
— 411.	— 4R	初	
#X 	級 級		
号給	七号給	給	

の職員との均衡上特に必要があると認められる者」 別表第六の警察職給料表初任給基準表の備考中「卒業者」の下に「その他部内の他 を加える。

別表第六の医療職給料表□初任給基準表の表中

薬

剤

師

大

学

卒

級

号給

を

獣		_
獣医師の項中	菜	ž.
ュ	斉	FIJ
級 三号給	É	The second second
給 を	大	大
三級	学	学
一五号給」	卒	六卒
に改め、	<u>—</u> 級	<u>_</u> 級
同表の備	一号給	五号給
表の備考に次の	- [: 8	こ 女 ち

同表

) 項 を

を

に改める

を

63

加える。

定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、 薬剤師法の一部を改正する法律 (平成十六年法律第一三四号) 附則第三条の規 大学六卒」の区分によるものとする。

「第二十一条第四号」に改める。 別表第六の医療職給料表

三初任給基準表の備考第三項中 「第二十一条第三号」 を

別表第七の行政職給料表昇格時号給対応表中

を

青

を

106

に改める。

森

県

を

ľ

別表第七の教育職給料表⇔昇格時号給対応表中

65

を

に改める。

別表第七の医療職給料表回昇格時号給対応表中

附 則

(施行期日)

Ιţ この規則は、 当該各号に掲げる日から施行する。 平成二十四年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定

第一条の改正規定 平成二十四年七月一日

別表第六の医療職給料表回初任給基準表の備考第三項の改正規定 公布の日

人事委員会規則七 五一 (へき地手当等) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐 Þ 木 忠

人事委員会規則七 五一 (へき地手当等) の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五一 (へき地手当等) の一部を次のように改正する。

別表第二の小学校の表中

 \equiv \equiv 東 枚 枚 田 橋 沢 橋 小 小 小 学 学 学 校 校 東津軽郡平内町大字東田沢字無沢二の むつ市大畑町釣屋浜二二の七二 に改める。 を

附 則

校 むつ市大畑町釣屋浜二二の七二

この規則は、 平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐 々 木 忠

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七 (管理職手当) の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中 東青地域県民局地域健康福祉部保健総室長 - 地域県民局の部長 (区分六類のものを除く。

環境保健センター 所長

に改め、 「県境再生対策室次長」

を

地域県民局地域農林水産部長 地域県民局地域健康福祉部長 東青地域県民局県税部長 「地域県民局地域連携部長

を

地域県民局地域整備部長

削り、「地域県民局県税部長」の下に「 (区分五類のものを除く。) 」を加え、 域県民局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所長」を「地域県民局地域農林水 西北地域県民局地域健康福祉部保健総室長.

産部漁港漁場整備事務所長 (職務の級行政職給料表七級のものに限る。) 」に、 「消防学校長

「消防学校長」 環境保健センター所長」 ľĆ

「総括副参事」

建築工事総括検査監」 「総括副参事 に改め、 「環境保健センター次長」及び「知事秘書」を削り、

この規則は、 平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

を削り、 を削る。

同表教育委員会の事務部局の項中「スポーツ健康課全国高校総体推進室長」

「白糠バイパス整備推進監」を

「白糠バイパス整備推進監 環境保健センター次長」

に改め、

「精神保健医長」

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

在 定価小口一枚二付十五円一銭号 年週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人) (E